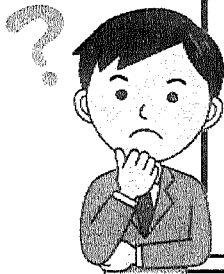
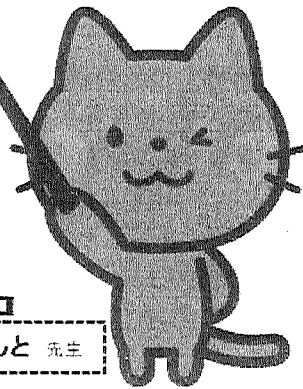


ニャニャ にゃんと! そうだったのか No. 003



おしえてえや

国公労連の春闘期 賃金要求ってどう決まる?



にゃんと 先生

- 賃金要求額について
 - 国家公務員の賃金を月額23,000円(5.6%)以上(行政職(一))引き上げること。
 - 非常勤職員の時給を150円以上引き上げること。
- 初任給改善要求について{行政職(一)}
 - 一般職高卒初任給(1級5号俸) 170,000円
 - 一般職大卒初任給(1級25号俸) 203,000円

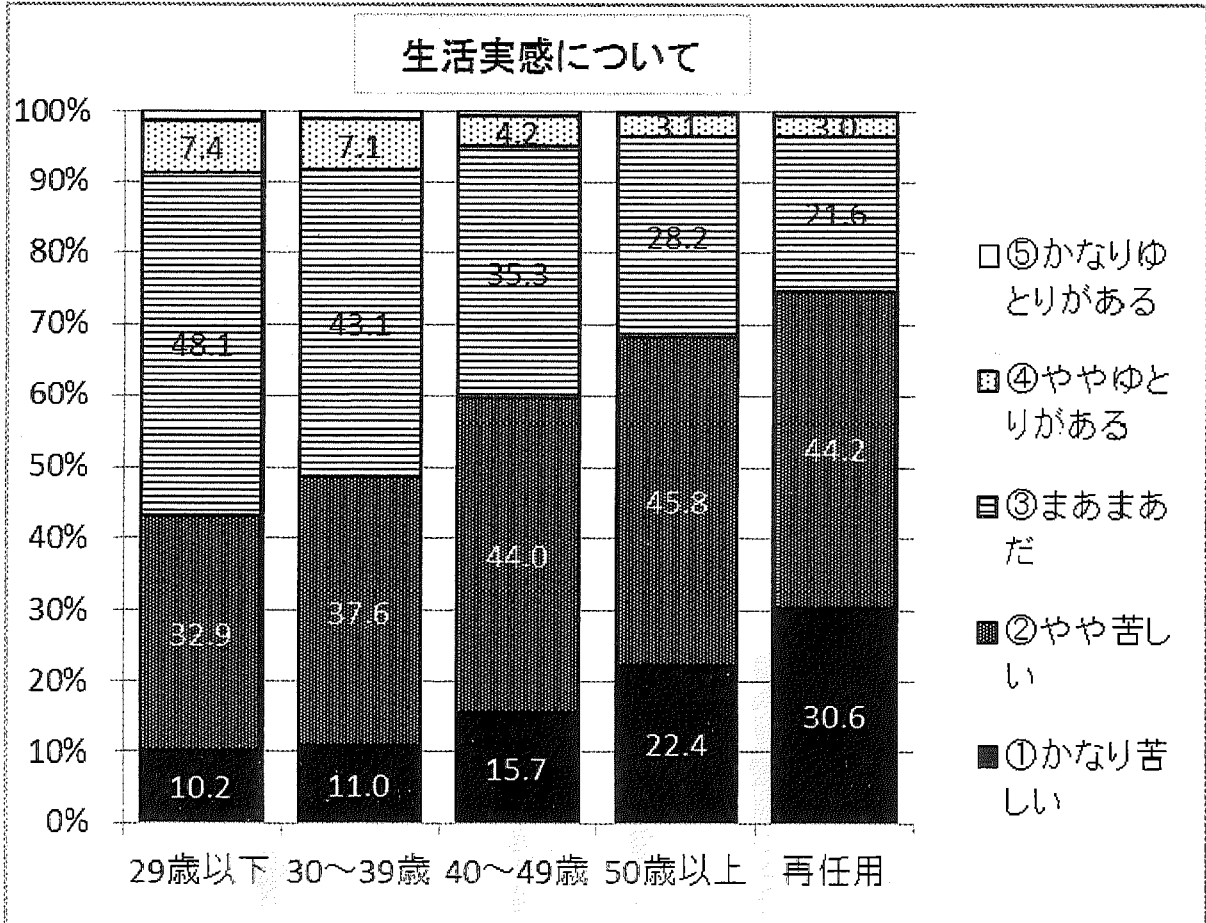
にゃんと先生、国公労連の春闘要求が示された(左図参照)けどどうやって決まるの?

まず、てえやくんも答えたと思うが春闘要求アンケートを基に分析して適切な要求額を算定する。その提案に対する組合員の意見を踏まえ、最終決定となるんだ。

アンケート結果はどうだったの?

生活実感については(下図参照)、「かなり苦しい」

が全体平均で一六・九%(昨年一六・四%)と「やや苦しい」四二・一%(同四三・〇%)とを合わせた「苦しい」と訴える割合は五九・〇%(同五九・三%)となっている。約六割は「生活が苦しい」と回答しており、年代が上がるにつれてその比率が高くなっているん



だ。たしかに、生活実感としてどんどん苦しくなっていますよね。

要求傾向値では、加重平均で二万二五一八(前回二万一八〇三)円、中位数一万五三三九(同一万四七二四)円、三分の二ラインで一万一〇〇(同一万

傾向値について

区分	29歳以下	30~39歳	40~49歳	50歳以上	再任用	合計	
加重平均	2018経過	19,408	19,680	20,848	26,468	28,040	22,518
	2017年	18,081	18,489	20,306	25,671	27,021	21,803
	2016年	18,587	17,659	22,583	27,785	25,168	22,731
中位数	2018経過	12,988	12,699	14,294	22,278	22,045	15,339
	2017年	12,358	12,303	14,422	21,293	20,986	14,715
	2016年	13,340	12,335	16,346	24,362	20,000	16,380
2/3ライン	2018経過	9,468	9,365	10,517	14,107	13,421	11,100
	2017年	8,890	9,058	10,721	13,364	13,172	10,869
	2016年	9,732	9,082	11,501	15,064	12,986	11,464

八六九)円となっており、いずれも前年を上回っている。これは、①四年連続で賃上げとなっているもの

要求額の考え方

ア 「給与制度の総合的見直し」にともなう現給保障措置が2018年3月に終了し、一般職給与法の適用となる行（一）職員だけでも約2万人・月平均5,485円の賃下げとなる。その対象の多くは高齢層職員である。18春闘で大幅賃上げを勝ちとり、18人勸で実質的に賃下げを回避しなければ、さらなる生活悪化を招くことになってしまう。そうしたことから高齢層職員の要求とアンケート結果の加重平均額を重視し、要求額を「月額23,000円以上」に設定した。

仮に2/3ラインや中位数を重視すれば50歳台の要求の約半数（3万円以上要求で47.4%）の要求を満たさないことになる。また、扶養手当の配偶者部分の見直しによる月3,500円の減額や宿舍使用料値上げも2018年4月から強行される。これら実質賃金の低下に歯止めをかけ、生活改善を実現していく必要がある。

イ 一般職高卒初任給要求（1級5号俸）の170,000円については、時給換算すると約1,012円となり全労連・国民春闘共闘が提起する「時間額は早期に1,000円以上」にほぼ合致する。また、2017年度地域別最低賃金改定状況の全国加重平均額は848円であり、「時間額は早期に1,000円以上」との差額を月換算すると24,320円（※3）となり、決して高すぎる要求ではない。以上よりいずれの要求も切実性の高い要求額であり、だれでも23,000円以上、そして最低賃金引き上げと初任給改善を結合させ、18春闘をたたかうことが求められる。

ウ 非常勤職員の賃上げ要求については、2017年度地域別最低賃金改定状況の全国加重平均額は848円であり、全労連・国民春闘共闘が提起している「時給1,000円未満の労働者をなくす」との要求の差額は152円となり、「時給150円以上」とほぼ合致する。また、一般職高卒初任給要求（1級5号俸）の170,000円を時給換算すると約1,012円となり最低賃金の加重平均額の848円との差額は164円となる。このように、妥当でかつ切実な要求であることから非常勤職員の賃上げ要求を「時給を150円以上」とした。

エ これらの要求を実現するためにも、公務・民間、正規・非正規、すべての労働者の大幅賃上げ・底上げで労働者・国民の生活改善をめざす必要がある。したがって、国公労連としても全労連・国民春闘共闘が提案している「月額2万円以上、時間額150円以上」の賃上げ、「時間額1,000円以上、日額8,000円以上、月額17万円以上」の最低賃金引き上げ、「時給1,000円未満をなくす」という要求を積極的に受け止め、要求額に反映させた。

【初任給改善要求額設定の理由について】

(1) 初任給については、人事院が実施した「平成29年職種別民間給与実態調査」による民間初任給の平均額（新卒の企業規模計）である高校卒160,555円、大学卒198,752円をふまえ、民間初任給との較差是正を基本とし、全労連・国民春闘共闘の最低賃金要求「月額170,000円」を積極的に受け止め、行政職（一）一般職高卒初任給（1級5号俸）170,000円（現行147,100円）とする。

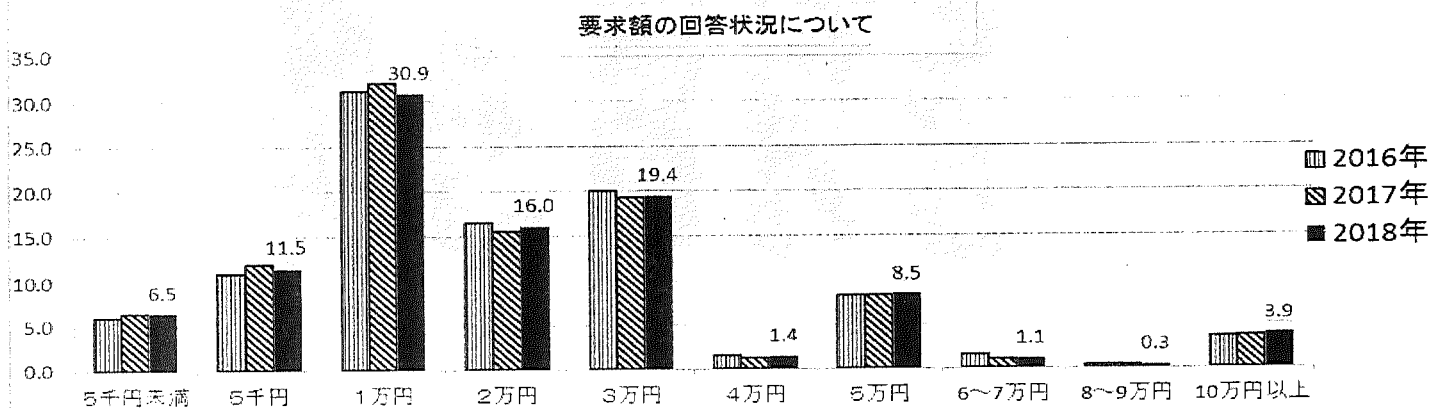
(2) 高卒初任給の引き上げ率をもとに世代間における引き上げ率を鑑み、一般職大卒初任給（1級25号俸）は、203,000円（現行179,200円）への引き上げを要求する。

の、「給与制度の総合的見直し」による平均二%（高齢層で最大四%）の賃下げが強行され、多くの職員がその現給保障にわずかな賃

上げも吸収されていること、②配偶者にかかる扶養手当の改悪がすすめられていること、③宿舍使用料が段階的に引き上げられてい

ること、④増税、物価上昇、社会保障改悪などによる負担が増加していること、などによって実質賃金が低下していることが背景にある

と考えられるんだ。ちなみにお・なるほど。言われてみれば、これらの結果を踏まえ要求額が設定（考え方左上



東海建設支部では職場や組合活動に関する疑問や不満、提案等を募集しています。
お気軽に、以下のアドレスまでご連絡ください。
組合として必要な対応の他、質問は紙面等でも報告させていただきます。
toukai_kikanshi@ybb.ne.jp



に聞こ三年間の要求額回答状況（左図参照）を見ても要求額はさほど変わっていないんだ。
お・なるほどね。みんな話合って、みんなが納得できる要求額にしていかなきゃいけないね。
とが。そうだね。解らないこと聞いてみるとういね。組合の役員